富士見市長 星 野 信 吾 様

富士見市男女共同参画確立協議会 会 長 吉 川 幸 子

富士見市男女共同参画プラン(第3次)の中間見直しについて、当協議会において協議した結果、別添のとおり提言します。

提言にあたって

近年、社会のグローバル化が進み、情報の伝達手段、速さ、量も変わり、少子高齢化や 労働力の減少など状況も急激に変化してきました。それゆえ、今まで以上に男女が対等な 構成員として、自らの意思によって計画の立案や方針決定過程などあらゆる分野において、 参画する機会の確保が不可欠となり、男女がともに利益を受け、責任も負う必要がありま す。これが男女共同参画社会であり、すべての人が個人として尊重される人権の確立とい う民主主義の基本の1つでもあります。

わが国では女子に対するあらゆる差別を禁止するという「女子差別撤廃条約」が批准 (1985年)されてから30年が経ちます。また、地方自治体においては男女共同参画を 推進する努力義務がある「男女共同参画基本法」が施行(1999年)されて16年が経過 します。

富士見市においては、男女共同参画行動計画(第 1 次)を 1993 年に策定し、「男女共同参画ふじみ 2000 年プラン(第 2 次)」の提言では、「ふれあいと生きがいのある生活都市」の実現を願い、その見直しにおいては「人権尊重を理念に基づく」ことを願いました。また、「男女共同参画 2010 年プラン(第 3 次)」の提言では「富士見市民、特に女性が、個人と家族、地域、職場を大切にしながら将来に希望をもって暮らす」ことを願いました。

今年は2010年プラン(第3次)の中間年にあたり、富士見市男女共同参画社会確立協議会において内容の見直しを行うため、公募を含む市民、市民団体やNPO法人から推薦された委員など13名で協議し、いまだに性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会制度や根強い慣行などがある上、男女共同参画の理念が市民に十分に浸透しているとは言い切れない状況であるとの共通の課題が挙げられました。

3次プランの見直しには、提言を十分に検討して頂き、「市民が職場や地域、学校、家庭で性別にかかわらず、すべてにおいて主体的に取り組める社会になる」ことを願い、あらゆる施策を男女共同参画の視点で実現されることを強く望んでおります。

2015年6月24日

富士見市男女共同参画社会確立協議会 会 長 吉 川 幸 子



- 1 計画の概要と中間見直しについて
- 2 これまでの施策の展開
- 3 本市の現状
- 4 男女共同参画に関する市民の意識

1 計画の概要と中間見直しについて

「富士見市男女共同参画推進条例」の理念に基づき、思いやりと活力に満ちた地域社会が 形成された魅力ある富士見市を築くことを目指して、市では「富士見市男女共同参画プラン (第3次)」を2010年(平成22年)10月に策定しました。プランでは、計画期間 2010年(平成22年)10月~2020年(平成32年)9月の中間年にあたる2015年(平成27年)に、社会情勢などの変化に的確に対応するための見直しを行うこととして おり、公募市民、男女共同参画に関係する団体が推薦する者、人権擁護委員等で組織された 富士見市男女共同参画社会確立協議会及び庁内組織による富士見市男女共同参画推進庁内連 絡会議により協議検討が進められました。

見直しの検討作業を行うにあたり、①社会状況の変化と国や県などの計画との整合性を図ること、②前半期の施策実施状況の確認と問題点を把握すること、③市の各行政分野の施策の基本事項を定める計画との整合性を図ることの3つを観点とし、会議において自由闊達な意見を交わしました。

2 これまでの施策の展開

プランのこれまでの実施状況については、毎年度、各所管に調査を依頼し、その結果をまとめた「平成25年度 男女共同参画の推進に関する年次報告書」をもとに検証と協議を行いました。

この報告書は、施策推進にあたる関係各課の自己評価に基づくもので、5段階に区分して評価され、具体的取り組み内容が記述されている資料です。各基本目標のそれぞれの達成度を比率で表すと次のようになります。

基本目標の達成度割合

(平成25年度 男女共同参画の推進に関する年次報告書より)

単位:%

		1 男女共同	2 あらゆる	3 男女の自
	至不口际	参画社会を進	分野への男女	立を可能にす
幸π		める意識づく	共同参画の実	る環境づくり
Æß	AIX	()	現	
1	未着手または 検討中	6.5	0.0	0.0
2	具体的事項を 検討中	0.0	9.1	0.9
3	着手している	16.1	18.2	12.6
4	順調に進行中	48.4	63.6	64.9
5	目標達成及び 継続中	29.0	9.1	21.6
	計	100.0	100.0	100.0

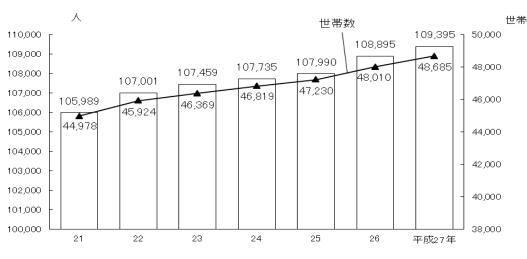
3 本市の現状

(1) 社会環境の現状

① 本市の人口・世帯数推移

本市の人口(各年3月31日現在)は、年々増加する傾向が続いており、平成27年3月31日現在で109,395人となっています。

人口、世帯数ともに増加していますが、人口に比べて世帯数の伸びの方が大きく、1 世帯当たりの平均人員数は平成21 年の約2.36 人から平成27年の約2.25 人へと減少しています。



本市の人口・世帯数の推移

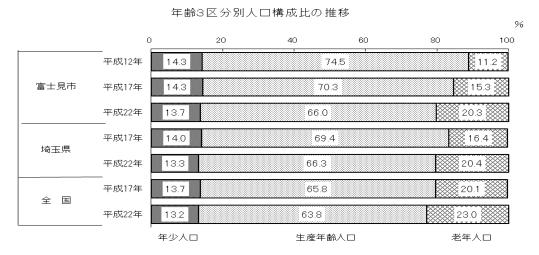
注:各年3月31日現在

資料:住民基本台帳

② 年齢3区分別人口構成比の推移

本市の平成 22 年における人口の構成比をみると、年少人口(0~14歳) 13.7%・生産年齢人口(15~64歳) 66.0%・老年人口(65歳以上) 20.3%となっており、老年人口の割合を平成 12 年と比較すると、9.1 ポイント増加し、高齢化の進行がみられます。 一方、年少人口の比率は 0.6 ポイント減少しています。

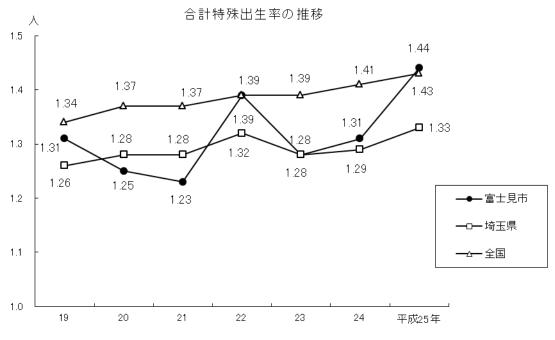
国・県と比較すると、平成 22 年の年少人口は県平均を 0.4 ポイント、全国平均を 0.5 ポイント上回っており、本市の方が総人口に子どもの占める比率が高いことが分かります。また、老年人口は、増加傾向にはあるものの、県平均を 0.1 ポイント、全国平均を 2.7 ポイント下回っています。



注:年齢不詳は除く 資料:国勢調査

③ 合計特殊出生率の推移

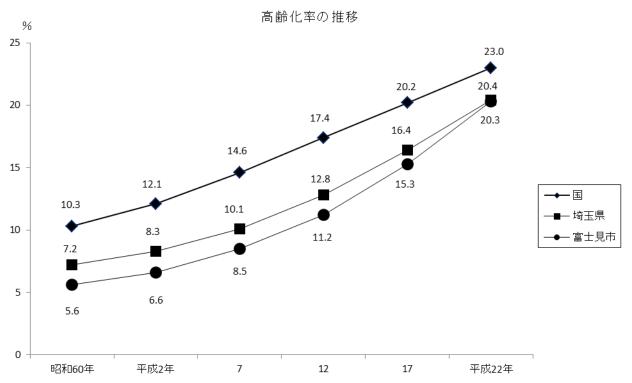
本市の合計特殊出生率は、平成 20、21 年に全国平均と県平均を下回った後、上昇し平成 23 年に一旦下降しましたが、再び上昇し平成 25 年は全国平均を0.1 ポイント上回りました。



資料: 埼玉県の合計特殊出生率

④ 高齢化率の推移

本市の高齢化率(65歳以上の人口が全人口に占める割合)は、国・県平均よりも下回っていますが、年々差が縮まってきています。平成22年には、国との差が2.7ポイントまで縮まっています。

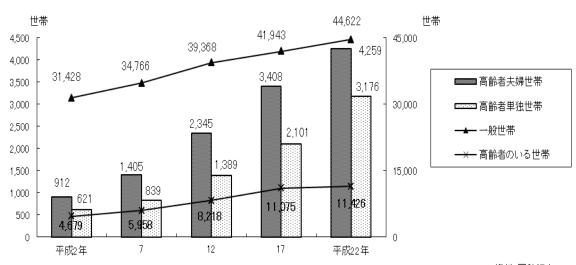


資料: 国勢調査

⑤ 高齢者世帯の状況

65 歳以上の高齢者がいる世帯は、年々増加しています。一般世帯数に占める高齢者世帯の割合は、平成2年には約14.9%(4,679世帯/31,428世帯)でしたが、平成22年には約25.6%(11,426世帯/44,622世帯)と約1.7倍になっています。

また、高齢者世帯の中でも、高齢者単独世帯や高齢者夫婦世帯(夫婦のみの世帯で、夫婦のどちらか又は両方が65歳以上)の割合が増加しています。



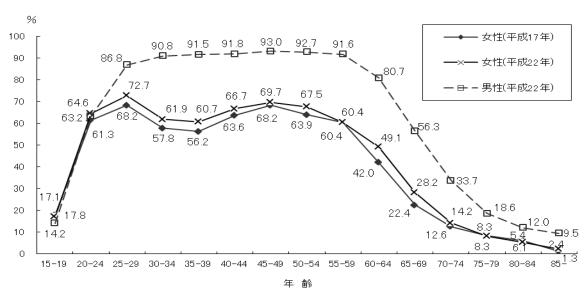
本市の高齢者世帯の割合

資料: 国勢調査

⑥ 女性の年齢別労働力率

働く市民の割合は、男性は 20-24 歳の層で急に上がり、なだらかな上昇曲線を描いた後、60-64 歳の所で急激に減少しています。また、女性の割合を過去のデータと比べてみると、平成 22 年国勢調査結果では、15-19 歳で平成 17 年時を下回っているものの、55-59 歳などを除いて上昇傾向がみられます。

また、働く女性の割合が 30 歳代でいったん低くなるいわゆる "M字曲線" がみられ、 20 歳代で働いていた女性が、子育て期とみられる 30 歳代で相当数仕事を離れていることがわかります。ただ、"M字"の落ち込み具合は、前回と比べると緩やかになっています。



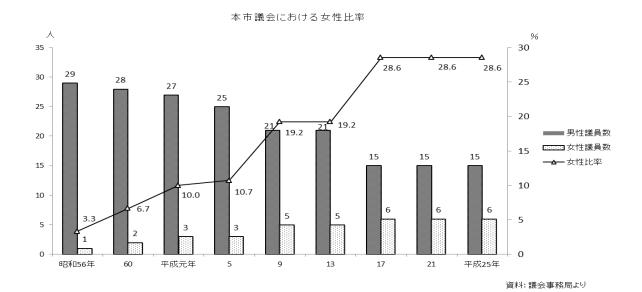
本市の年齢別労働力率

注:各年10月1日現在 資料:国勢調査

(2) 政策・方針決定への参画

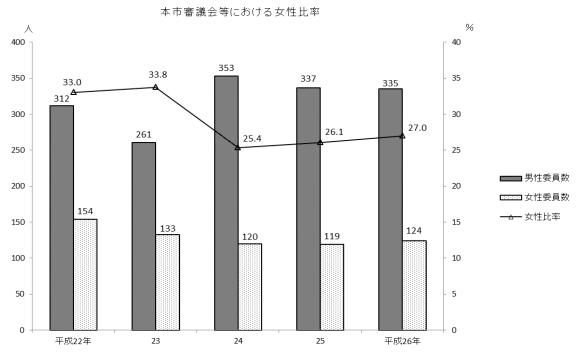
① 富士見市議会への女性の参画状況(改選時)

市議会議員に占める女性の割合は年々増加の傾向にあり、平成 25 年改選時においても 28.6%と、全国の市議会における女性議員割合の平均 13.2%(平成 26 年 12 月)と比べて 15.4 ポイント高い参画率です。



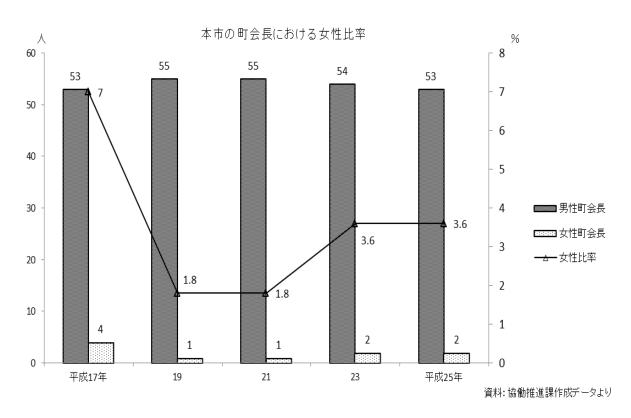
② 審議会等への女性の参画状況

審議会等委員に占める女性の割合は、27.0%(平成 26 年 10 月 1 日現在)であり、全国の市区における女性委員割合 27.4%(平成 26 年 4 月 1 日現在)と比較すると 0.4 ポイント下回っております。本市の審議会等における女性の参画目標値は 40%であり、今後も向上に向けての取り組みが必要とされます。



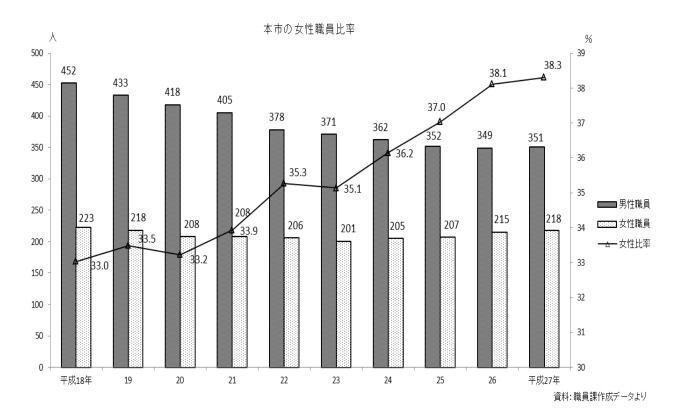
資料: 富士見市審議会等の設置状況に関する調査より

③ 本市の町会長における女性の参画状況(改選時) 本市の地域活動のリーダーである町会長に占める女性の割合は、前回同様 3.6%(2人/55人)と依然低い参画率になっています。

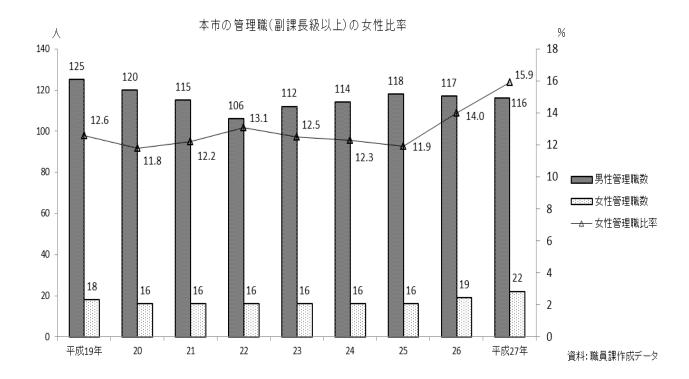


④ 本市の女性職員の割合

本市の女性職員の割合は、38.3% (平成27年4月1日現在)であり、埼玉県における女性職員の割合38.7% (平成26年4月1日現在)と比べて0.4ポイント下回っています。



⑤ 本市の女性管理職(副課長級以上)の割合 本市の女性管理職(副課長級以上)の割合は15.9%(平成27年4月1日現在)であり、平成19年と比べて3.3ポイント上昇しています。

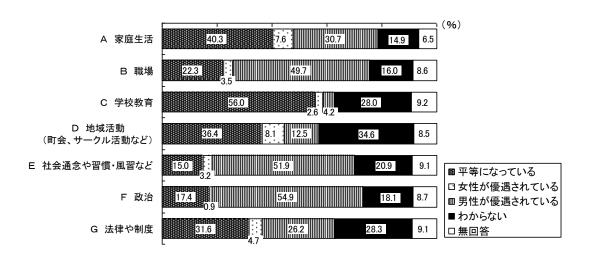


4 男女共同参画に関する市民の意識

※富士見市男女共同に関する市民意識調査報告書より(平成20年実施)

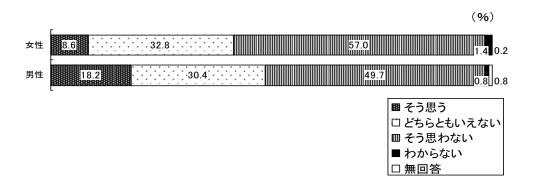
① 男女の地位の平等感について

学校では56.0%と、半数以上が平等という結果になりました。一方で、「職場」「社会通 念や習慣・風習」「政治」の場では、約半数が「男性が優遇されている」という結果になり ました。



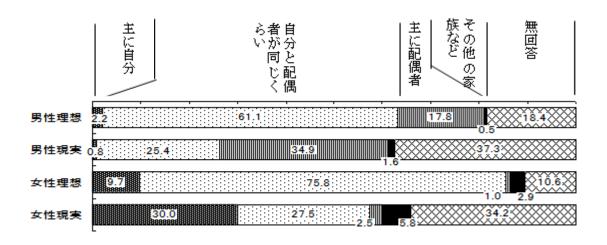
② 「男は仕事、女は家庭」という考え方について

男性の方が、「そう思う」と答えた割合が高くなりました。年代別では、男性は 60 代以降、女性は 70 代以降になると「そう思う」が増える傾向があります。



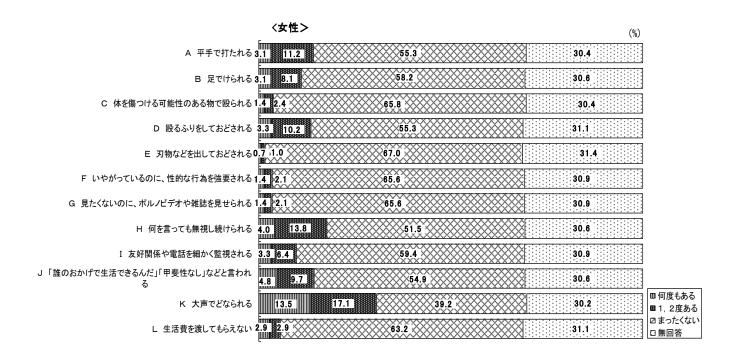
③ 女性が介護の主たる担い手となることについて

介護の担い手については、男性 61.1%、女性 75.8%が「自分と配偶者が同じくらい」を理想としていますが、現実には男性 25.4%、女性 27.5%とそれぞれ 35.7 ポイント、48.3 ポイントと大きな差があります。

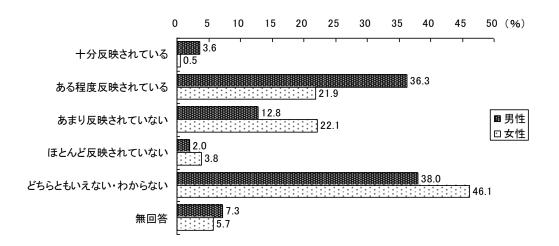


④ 配偶者などからの暴力の被害経験について

配偶者などから暴力を受けた女性の被害経験は、「大声でどなられる」30.6%、「無視し続けられる」17.8%と、精神的な暴力ほど多い傾向があります。また、14.3%の女性が「平手で打たれた」経験があり、約7人に1人の割合になりました。



⑤ 地方自治体などの施策への女性の意見・考え方の反映度について 反映されていると考えている男性 39.9%に対して、女性 22.4%と 17.5 ポイントの差 がありました。全体としては「どちらともいえない・わからない」が最も多い結果になり ました。

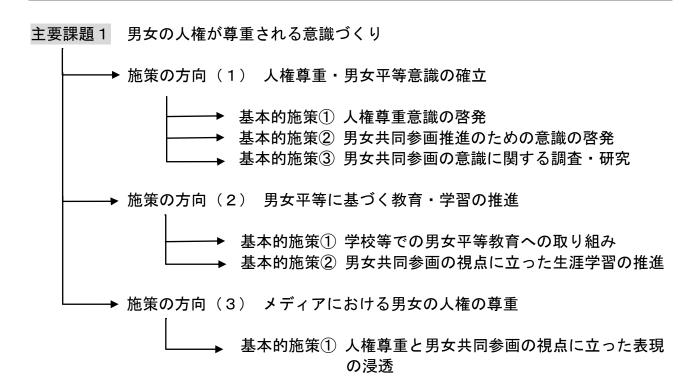




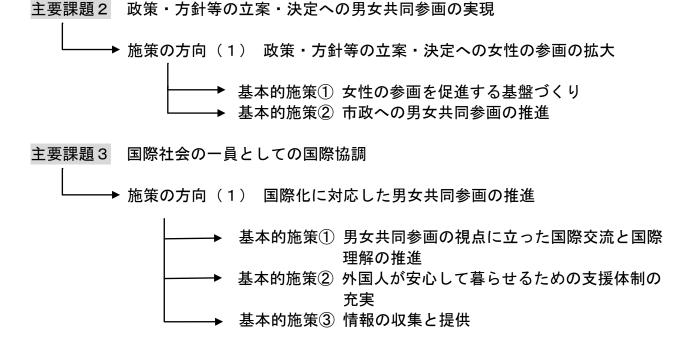
- 1 計画の体系
- 2 施策の内容
- 3 重点施策

1 計画の体系

基本目標1 男女共同参画社会を進める意識づくり



基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の実現



基本目標3 男女の自立を可能にする環境づくり

主要課題4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた環境づくり ★ 施策の方向(1) 男女がともに働きやすい環境づくり ▶ 基本的施策① 仕事と家庭の両立のための意識啓発 ▶ 基本的施策② 雇用の場における男女共同参画の促進 ▶ 基本的施策③ 多様な形態で働く女性への支援 → 基本的施策④ 労働相談体制の整備 ▶ 基本的施策⑤ 事業者としての市の取り組み ▶ 施策の方向(2) 多様なライフスタイルに対応した子育で支援の充実 ▶ 基本的施策① 保育施設等の整備・充実 ▶ 基本的施策② 子育て支援事業の充実 ▶ 基本的施策③ 地域の子育て環境の整備 → 施策の方向(3) 安心して働くことができる環境の整備 ▶ 基本的施策① 自立を支える福祉の充実 男女が互いの生と性を理解、尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことが 主要課題5 できる権利の保障 ▶ 施策の方向(1) 男女が互いの性を理解、尊重するための啓発

▶ 基本的施策① 生と性に関する正しい認識と理解についての教

育・学習の機会の充実

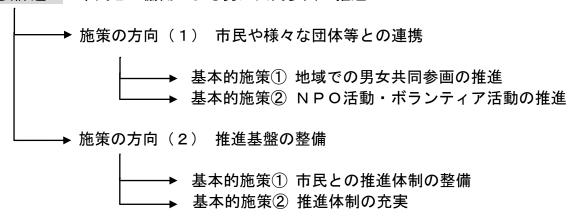
→ 基本的施策① からだとこころに関する相談等の充実→ 基本的施策② 妊娠・出産・育児に関する健康支援→ 基本的施策③ 生涯を通じた健康づくりの推進

→ 施策の方向(2) 男女の生涯にわたる健康づくり

主要課題 6 女性に対する暴力のないまちづくり 施策の方向(1) 性の尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶 基本的施策① 女性に対する暴力防止のための意識啓発と環境整備 基本的施策② ドメスティック・バイオレンス被害者への支援

※主要課題6は『配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画』に位置づけています。

主要課題7 市民との協働による男女共同参画の推進





2 施策の内容

基本目標1 男女共同参画社会を進める意識づくり

【主要課題1】男女の人権が尊重される意識づくり

個人の価値観やライフスタイルが多様化している現代では、性別にとらわれることなく、ひとりの人間として、個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。しかし、現実には、「男は仕事、女は家庭」というように、家庭・職場・地域等のあらゆる場面で、性別による固定的な役割分担意識や様々な性差別が根強く残っています。2012年(平成24年)に実施された第13回市民意識調査では、男女共同参画に関する重要度は63.6%で、調査対象である34施策中最下位と、意識の浸透が不十分であることが伺えます。

また、近年問題となっているのが、男性の自殺や過労死、うつ病等の精神疾患者の増加です。その一因には、男性が働き手であるという固定的な性別役割分担意識から、一家の経済的な責任を一手に背負っている現状があります。

一人ひとりの役割分担意識の解消と意識改革が必要です。



施策の方向(1) 人権尊重・男女平等意識の確立

男女共同参画社会とは、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の実現を目指す最重要課題です。1999年(平成11年)、男女共同参画社会基本法が施行され、誰もが性別にとらわれずにいきいきと過ごすことができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みがされてきました。男女の人権が等しく守られるためには、固定的な性別役割分担意識の払拭をはじめとした、一層の啓発が必要とされています。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
①人権尊重意識の啓発	1	男女の人権・平等意識を形成する取り組みを行います。	交流センター 生涯学習課 公民館
	2 (重点)	男女共同参画への関心を高めるための講演会 やセミナー、研修機会等を提供します。	人権・市民相談課
②男女共同参画推進のための意識の啓発	3	市の広報やホームページを活用し、「富士見市 男女共同参画推進条例」、「富士見市男女共同 参画プラン(第3次)」等、関連する法律や条 例、制度の浸透に努めます。	人権•市民相談課
	4	市の多様な広報媒体を使って意識啓発を進めます。掲載する際には男女共同参画の視点をもってイラストカット及び表現等に十分に配慮し、市民の関心を高める記事の掲載を目指します。	秘書広報課 人権•市民相談課
	5 (重点)	男女共同参画に関する図書や資料等を整備し 市民に情報を提供します。	人権·市民相談課中央図書館 (生涯学習課)
③男女共同参画の意識 に関する調査・研究	6	男女共同参画に関して意識調査や実態調査を し、達成度の検証とフォローアップをし、「富 士見市男女共同参画プラン(第3次)」の推進 に反映させます。	政策企画課 人権•市民相談課

指標	現状	目標値 (平成 31 年度)
講演会・セミナー等参加者数累計	148名(平成 25 年度)	250名
市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」 への取り組みに対する満足度	23.6%(平成 24 年度)	増加
市民意識調査における「男女共同参画の社会づくり」 への取り組みに対する重要度	63.6%(平成 24 年度)	増加

施策の方向(2) 男女平等に基づく教育・学習の推進

児童生徒が、性別にとらわれずに主体性を持つために学校での全教育課程で、男女平 等意識形成の視点に立ち、継続した実践を行うことが必要です。

また、生涯学習の推進にあたっても、男女共同参画の視点に立った運営が求められています。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
	7	学校で使用する児童生徒の諸表簿等の関係書類や男 女混合名簿(※1)を男女平等意識の形成の視点から 作成し活用します。	学校教育課
①学校等での男 女平等教育へ の取り組み	8	学校生活を通して、児童生徒の人権への意識を育むことで、児童生徒が性別による差別・偏見に気付くことができるよう指導を行います。	学校教育課
	9	児童生徒に対し、性別による固定的な役割分担意識に 捉われず、適切な教育が行えるよう、教職員へ研修機 会を提供します。	学校教育課
	10	"ふれあい講演会""はつらつ社会体験事業"等を通して、性別に関係なく、個性を生かした生活指導・進路指導を行います。	学校教育課
②男女共同参画 の視点に立っ た生涯学習の 推進	11	保育の完備や開催時間・曜日の工夫など、誰もが参加 しやすい事業の企画・運営に努めます。	人権・市民相談課 交流センター 生涯学習課 公民館

※1 男女混合名簿

男女共学の学校で使用される、児童生徒を性別に関係なく、五十音順などに並べた名簿。



施策の方向(3) メディアにおける男女の人権の尊重

様々なメディアから発信される情報は、私たちの意識に大きな影響を及ぼしています。 一部には、固定的な性別役割分担意識を助長するものや、過剰な暴力表現、性表現等も 見受けられ、誤った社会像や女性像を抱かせていることが懸念されます。

また、近年インターネットや携帯電話を利用した犯罪や人権侵害行為が多発しており、 情報の活用にあたって、確かな判断能力を身につけることが必要とされています。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
①人権尊重と男 女共同参画の 視点に立った 表現の浸透	12	男女共同参画の視点から、メディアの発信する情報 を主体的に読み解く力を養えるよう啓発を図ります。	人権•市民相談課

指標	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)
メディア・リテラシーに関する啓発	1 🗆	1回以上

※1 メディア・リテラシー

メディアからの情報を、主体的かつ客観的に解釈し、選択し、使いこなす能力。情報を創造し、発信する能力も含まれます。メディアにおいては、女性の性的側面のみが強調されたり、女性に対する暴力を無批判に取り扱ったり、性別役割分担を伝達するなどの問題が見受けられており、メディア・リテラシーの役割は大きいとされています。

基本目標2 あらゆる分野への男女共同参画の実現

【主要課題2】政策・方針等の立案・決定への男女共同参画の実現

国は、社会のあらゆる分野において、指導的地位に女性が占める割合を、少なくとも30%程度になるよう目標値を掲げています。しかし、女性の政策決定の場への参画は依然として少ない状況にあります。その背景には、女性が活躍するのに十分な意欲と能力がありながら、それを生かすための環境や条件が整っていないという現状があります。これは、女性の自己実現が達成されないだけでなく、社会にとっても大きな損失であり、男女共同参画の実現に向けた取り組みを引き続き行い、改善していく必要があります。

施策の方向(1) 政策・方針等の立案・決定への女性の参画の拡大

本市の審議会等市政に係わる機関の女性委員の割合は、国の目標値の30%に届いていません。また、女性管理職(副課長職以上)の割合は、15.9%であり、引き続き女性の能力向上を図り、女性の積極的な登用をさらに進め、調和のとれた政策・方針等の立案及び決定がなされるための取り組みが必要です。

また、特にこれまで男性中心に運営されてきた組織等においては、女性の積極的な登 用についての理解と協力が必要になります。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
①女性の参画を	13	各種審議会等に向け、市政に係わるあらゆる女性が 政策・方針決定過程に積極的に参画できるよう、啓 発します。	人権•市民相談課
		「富士見市市民人材バンク」の有効活用等、市政に 携わる女性の人材を育成する幅広い活動を支援し ます。	生涯学習課
②市政への男女 共同参画の推 進	15 (重点)	各種審議会等市政に係わる機関の男女比率が、一方の性が 60%を超えない範囲を目標にします。更に、女性委員の割合 40%を目指し、各課に適宜呼びかけます。また、その登用率の進捗を把握します。	協働推進課
	16	女性職員の管理職への昇任意欲の向上とより多く の女性職員を管理職に登用するための環境整備を 進めます。	職員課

指標	現状	目標値 (平成 31 年度)
人材バンクにおける女性登録者の割合(平成 25 年度)	58.8% 96/163 (名)	50%維持
各種審議会等における女性委員の割合(H26.10.1 現在)	27.0%	40%
女性委員が含まれる審議会の割合(H26.10.1 現在)	85.3% 29/34 (審議会)	100%
本市の女性管理職(副課長級以上)員の割合(H27.4.1 現在)	15.9% 22/138 (名)	20%

【主要課題3】国際社会の一員としての国際協調

男女の人権の確立は世界共通の課題であり、ひとりひとりが国際社会の一員として国際的視野を持ち、平和や人権、地球環境等、人類共通の課題に取り組み、世界平和と繁栄に 貢献していかなければなりません。

施策の方向(1) 国際化に対応した男女共同参画の推進

現在、本市には約 1,800 人の外国人が暮らしており、その内の約 1,000 人が女性です。特に外国人女性は、言葉が不自由な中で出産や育児を行っている場合も多く、生活や健康面等における支援が必要です。

国際理解を深める学習機会の提供や、外国人にとっても住みやすく行動しやすい地域社会を形成し、うるおいのあるまちづくりが求められます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
①男女共同参画 の視点に立っ た国際交流と	17	学校教育において、小・中学校へ英語指導助手を派遣 し、生きた英語教育を通じて、異文化など、国際理解 教育を進めます。	学校教育課
国際理解の推進	18	富士見市国際友好協会や NPO 団体、市民団体等と協力し、市内や近隣に在住する外国人との交流を図るため、国際交流フォーラムを開催します。	人権·市民相談課 生涯学習課
②外国人が安心	19	日本語ボランティア指導員を派遣し、外国籍児童生徒への日本語教育支援を行い、生活面・学習面等での児童生徒の不自由さの解消を図ります。	学校教育課
して暮らせる ための支援体 制の充実	20	地域の NPO 団体と協力し、市のホームページにて多言語による外国人のための生活に必要な情報を掲載します。	人権•市民相談課
	21	外国人のための相談窓口を充実させます。	人権•市民相談課
③情報の収集と 提供	22	男女共同参画に関する全国会議、国際会議、諸外国情報等を積極的に収集し提供します。	人権•市民相談課

基本目標3 男女の自立を可能にする環境づくり

【主要課題4】仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた環境づくり 少子高齢化、急速な社会経済情勢の変化等、社会環境は大きく変わっており、家族形態・就労形態も多様化しています。

こうした社会状況のもとで、男女がともに、その能力と個性を発揮して経済的にも精神的にも自立した生活を営むには、社会的な支援が必要です。とりわけ、就業は人々の生活基盤を形成するものであり、男女が平等な就業機会をもち、均等な待遇を受ける状況を実現することが重要です。また、家族規模の縮小等により、家族の育児・介護の負担は今後ますます増大すると思われます。育児・介護に関わる勤労者が職業生活と家庭生活を両立できるような環境整備が必要です。

施策の方向(1) 男女がともに働きやすい環境づくり

育児休業をみると、男性の育児休業取得率は2.03%(平成25年度雇用均等基本調査)と、平成20年度の同調査結果の1.23%から比較すると0.8ポイント上昇したものの、引き続き低い数値にとどまっています。一方で、女性の年齢階層別労働力率は、本市でも出産・子育て期に大きく低下する「M字型曲線」(※1)が顕著です。働きながら出産や子育て等ができる制度の整備のほか、男性が子育てや介護等の家庭での役割を積極的に担えるような学習機会の提供も必要です。

また、全国の 15 歳以上の労働力人口に占める女性の比率は平成 24 年の 48.2%で、前年と同率でしたが、一般労働者(正社員・正職員及び正社員・正職員以外の計)の所定内給与額(きまって支給する現金給与額から、超過労働給与額を差し引いた額)の男女間賃金格差(男性=100.0 とした場合の女性の給与額)は 70.9 となっており、男女間には依然として、かなりの賃金格差がある状況です。女性労働者の能力発揮を促進するために、男女の労働者間の事実上の格差を解消し、実質的に男女均等な職場を目指す事業所の自主的かつポジティブ・アクション(積極的格差是正)(※2)を進める等、働く場における均等な機会と待遇の確保を図り、男女がともに働きやすい職場環境の整備に向けた取り組みが必要です。

自営業や農業等の分野においても、男女がともに快適に働くことができるよう、就労 環境の改善に向けた啓発活動等が求められます。

※1 M字型曲線

女性労働者の年齢階層別の労働力率(15歳以上の人口に占める労働力人口の割合)をグラフに表すと、30歳代前半を底とするM字カーブを描くことから、女性労働者の働き方をM字型曲線といいます。この現象は、結婚・出産・育児の期間は仕事を辞めて家事・育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという女性のライフスタイルを示しています。問題点の1つとして、育児が終了した後の再就職はパートタイム労働が多いということがあります。パートタイム労働者は低賃金で、社会保険なども保障されず、正社員に比べて不利な労働条件になっています。

※2 ポジティブ・アクション (積極的格差是正)

社会的・構造的な差別によって不利益を受けている女性等に対し、例えば公的な方針決定機関や政党の選挙比例 名簿で、男女が等しく一定割合以上になるよう割合を規定する等、実質的な機会均等を確保するための措置のことをいいます。あくまでも差別が解消するまでの暫定的で特別な措置です。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
	23	男女の労働者間に生じる格差の積極的解消のため、ポジティブ・アクション(積極的格差是正)についての 啓発及び周知・情報提供に努めます。	人権•市民相談課
①仕事と家庭の 両立のための 意識啓発	24	安心して出産・子育てができるよう、母子健康手帳の 交付、妊婦健康診査受診券の発行のほか、母性健康管 理指導事項連絡カードの利用等を進めます。	健康増進センター
心吸口元	25 (重点)	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への 理解を深めるとともに、男女が家庭を共に担う意識を 啓発し、特に男性及び事業主等への学習機会を充実さ せます。また、男性向け子育てリーフレットを母子手 帳発行時に併せて配布します。	人権·市民相談課 産業振興課
育児・介護休業法の普及を図り、働 26 護休暇取得率が向上するよう市民や		育児・介護休業法の普及を図り、働く男女の育児・介護休暇取得率が向上するよう市民や事業主等に対して 啓発し、制度の活用の促進に努めます。	人権·市民相談課 産業振興課
	27 (新規)	働く男女の有給休暇取得率が向上するよう市民や事業 主等に対して啓発し、制度の活用の促進に努めます。	人権•市民相談課 産業振興課
②雇用の場にお ける男女共同 参画の促進	28	男女の均等な雇用の機会、待遇の確保、女性労働者の 就業能力の開発や向上のため、改正男女雇用機会均等 法、家内労働法(※1)、パートタイム労働法(※2) 等の普及を図ります。	産業振興課
	29	湯茶の提供や、簡易作業を女性だけに限定する等の男 女の差別的慣行の是正と就労環境等の整備や改善につ いて事業主等へ働きかけます。	産業振興課
	30	女性の多様な働き方を支援するため、関係機関と協力 して、職業能力開発及び女性起業家への支援に関する 情報を積極的に収集・提供します。	産業振興課
③多様な形態で 働く女性への 支援	31	農業を営む家族が、男女共同参画の意識をもって働けるよう、就労条件などについて、家族の話合いを基本とする家族経営協定(※3)の締結を促進し、農業等に従事する女性の地位向上を図ります。	産業振興課
	32	女性就業相談事業を充実させます。また、定期的に事 業所の開拓を行い、提供する内容を充実させます。	産業振興課
④労働相談体制 の整備	33	労働相談窓口を整備・充実させるとともに、国や県・ 近隣市町村等、他機関と連携し、就労情報の収集と提 供を図ります。	産業振興課

	34	男女共同参画に関する全職員の意識向上を目指し、新たな課題や時代に即した研修の機会を提供します。	職員課
	35	男女がともに自己のキャリア形成に関して意識を高く持てるよう、早期の段階から意識向上に努めます。	職員課
	36	湯茶の提供や庶務作業等、女性に偏りがちな業務に関して各課に見直しを求めていく等、男女の差別的慣行の是正と就労環境等の改善に努めます。	職員課
⑤事業者として	37	ポジティブ・アクション(積極的格差是正)の取り組み を推進し女性の登用を進めます。	職員課
の市の取り組み	38	「富士見市特定事業主行動計画」に基づいて意識啓発、環境整備等を行い、育児・介護休暇取得率の向上に努めます。特に、男性職員の育児休暇の取得を促進するため、育児休業に関する情報の提供や管理職等の意識向上に努めます。	職員課
	39 (新規)	男女がともに育児休暇を取得しやすい環境を作るため、 管理職等の意識向上に努めます。必要に応じて、仕事の 分担の見直し等を適宜行います。	職員課
	40	全職員に向け、ワーク・ライフ・バランス意識の向上を 図るため、就業環境の整備に関する情報提供を積極的に し、啓発を進めます。	職員課

※1 家内労働法

工賃の最低額、安全、衛生、その他家内労働者に関する必要な事項を定めて、家内労働者の労働条件の向上を図り、労働者の生活を安定させることを目的としています。

※2 パートタイム労働法 (短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)

条件を満たす者すべてが該当し、労働条件の不明瞭な問題を解決及び、短時間労働者の能力の発揮と福祉の増進を目的としています。

※3 家族経営協定

社会的・経済的に評価されにくい農業に従事する女性の労働を家族の話し合いによって、形態や条件、報酬等、一定のルールを作ってその内容を文書化するものです。

指標	現状 (平成 26 年度)	目標値 (平成 31 年度)
男性職員の育児休業取得率	0%	10%

施策の方向(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

本市における放課後児童クラブの入室児童数は、平成 22 年の 724 人から平成26 年の 782 人と 58 人増加しており、共働き世帯が増加しています。また、平成 27 年度から小学校 5、6 年生も放課後児童クラブ入室の対象となりました。今後はますます 男女の職業生活と家庭生活の両立支援及び子どもたちが健やかに生まれ育つための福祉・保健・医療・教育機関等と連携した子育て支援の推進が求められます。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
	41	子どもの安全に配慮した保育施設(心身障害児施設含む)の整備と保育内容の充実を図ります。	保育課 みずほ学園
①保育施設等の	42 (重点)	計画的に施設整備等を行い、保育所入所待機児Oを目指します。	保育課
整備・充実	43	核家族化が進む中、保護者の様々なニーズに対応する ため、一時預りの充実を図ります。	保育課
	44 (重点)	計画的に施設整備等を行い、放課後児童クラブの待機 児童Oを継続します。	保育課
	45	ファミリーサポートセンター(※1)事業を展開し、地域で子育てを支え合う環境整備に引き続き取り組みます。	保育課
	46	放課後児童クラブ(※2)における学校の長期休業中の対応等、運営内容の充実を図ります。	保育課
	47	児童の健全育成と子育て支援事業の地域拠点として、 児童館の事業内容の充実を図ります。	保育課
②子育て支援事 業の充実	48	子育てに関する情報提供や相談体制(常設)を充実させます。	保育課
	49	長期間欠席児童生徒のための適応指導教室「あすなろ」を中心に、児童生徒の自立と登校を支援します。	教育相談室
	50	学習障害(LD)/注意欠損・多動性障害(ADHD)/ 高機能自閉症/知的障害等、市内小・中・特別支援学 校に在籍する特別な配慮を要する児童生徒を支援する ため、専門家を配置し、特別支援教育相談を充実させ ます。	教育相談室

		,	
②子育て支援事 業の充実	51	子どもの養育上の悩みを持つ保護者に対して電話や面 接での相談を行います。	教育相談室
		保護者の教育費に関する負担の軽減に努めるととも に、要保護・準要保護の児童生徒への援助費や就学時 支度金の支給を行います。	学校教育課
	52	保護者の負担の軽減を図るため、私立幼稚園等の設置 者と保護者に対する補助や諸手当、医療費等の助成事 業を推進します。	子育て支援課
		障がいのある児童を養育する保護者の経済的負担を軽減するため、諸手当や医療費等の助成を行います。	障がい福祉課
	53	関係機関や団体と連携し、子どもと子育て家庭を社会 全体で支援することを目的に設置した「富士見市子育 て支援ネットワーク」の充実と活動の活性化を図りま す。	保育課
	54	子育てボランティアの養成講座を開催し、市民参加と ボランティアの育成、充実を進めます。	保育課
③地域の子育て 環境の整備		母子保健推進員(※3)による乳児家庭の全戸訪問を推進するため、推進員の育成と充実に努めます。	健康増進センター
	55	地域サポーターと連携し、公共施設を利用した子ども の居場所づくり事業を進めます。	生涯学習課
	56	妊産婦や子ども、老人等の交通弱者の安全、安心に配 慮した道路整備・住環境整備に計画的に取り組みます。	まちづくり推進課 道路治水課
	56	関係機関と連携し、公共施設等における福祉環境の整 備に努めます。	管財課

※1 ファミリーサポートセンター

平成 14 年 10 月 1 日に活動を開始した、子育てへの支援が必要な市民と、その手助けができる市民とが会員となって、子育てを支えあう組織です。

※2 放課後児童クラブ

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校 1 年生から 6 年生を対象に、放課後や土曜、夏休みなどの期間に、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全育成を図る目的で設置されている施設です。

※3 母子保健推進員

各町会から選出された方で、市から委嘱され、地域の乳児家庭訪問を行います。子育ての情報提供や健康増進センター 保健師とのパイプ役を担っています。

指標	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)
通常保育事業実施施設数	15か所 1,345人	25 か所 1,955 人
ファミリーサポートセンターの会員合計数	921人	1,100人

施策の方向(3) 安心して働くことができる環境の整備

当市においての高齢化率は、平成 22 年で 20.3%と 10 年前の平成 12 年に比べて 9.1 ポイント上昇しています。平成7年から17年までの伸び率が6.8ポイントなので、 高齢化のスピードが速くなっていると言えます。また、障がい者の状況をみると、身体 障害者手帳所持者は、平成 21 年の 2,672 人から平成 26年の 2,891 人へ 219 人の 増加となっています。また、療育手帳所持者は 482 人から 555 人へ、精神障害者保健 福祉手帳所持者は 274 人から 505 人へとそれぞれ増加しています(各年4月1日現在)。 その介護の担い手の多くは女性が担っています。(富士見市男女共同に関する市民意識調 査報告書より(平成 20 年実施))

高齢者、障がい者等の介護を必要とする人やその家族が、仕事と家庭生活を両立する ことができるよう、関連する計画に基づいた支援が必要とされています。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
	57	介護保険サービス事業所の整備、充実を図ります。	高齢者福祉課
	58	高齢者が住み慣れた地域での生活が続けていけるよう、 介護保険サービスや高齢者福祉サービスの適切な利用を すすめるともに、地域包括ケアシステム(※1)の構築に努 めます。	高齢者福祉課
①自立を支える 福祉の充実	59	高齢者・障がい者・子育て家庭など、ケアを必要とする家庭に向け、福祉等に関する相談体制を充実させ、家族が安心して働ける環境づくりに努めます。	保育課 福祉課 障がい福祉課 高齢者福祉課
60		ひとり親家庭への就労支援等の自立支援等、生活に関する支援を充実させます。	子育て支援課
	61	自立支援介護給付事業、地域生活支援事業、生活サポート事業、手話通訳者派遣事業等、障がい者の社会参加と 自立への支援を充実させます。	障がい福祉課

※1 地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保されるシステム。

【主要課題5】男女が互いの生と性を理解、尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができる権利の保障

男女がそれぞれの身体の特徴を理解し合い、健康に安心して暮らせる社会を目指す上でも女性が妊娠・出産などに関する自己決定権をもつことができるよう啓発や学習機会を提供することが求められます。人工中絶や性感染症等の軽視されがちなリスクについても、正しい情報を入手し、自ら判断して健康な生活を営めるよう、情報提供や事業の取り組みが必要とされています。

施策の方向(1) 男女が互いの性を理解、尊重するための啓発

近年、インターネットの普及により、性を商品化した情報が巷に氾濫し、それが簡単に利用されている現状があります。これは、偏った性の捉え方を助長し、生命や身体を軽視することに繋がる重大な問題があります。

次世代を担う未成年者の心身の健全な育成を図るため、性教育や薬物乱用防止等の啓 発及び学習機会の提供に努める必要があります。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
	62	男女平等の意識に基づき、児童生徒の発達段階に合わせた男女の性に関する教育の充実に取り組みます。また、正しい知識と認識を深め、お互いの人権を大切にしあえるよう、「体育(保健体育)」、「家庭(技術・家庭)」、「道徳」及び「総合的な学習の時間」、「特別活動」などを通じて指導します。	学校教育課
	63	小・中学校の各学級において、関係機関で作成される、性とジェンダー(※1)に関する資料の活用を図るとともに、多様な性(セクシュアル・マイノリティ)(※2)への理解のための情報提供を行います。	人権·市民相談課 学校教育課
①生と性に関す る正しい認識 と理解につい ての教育・学習 の機会の充実	64	児童生徒及び市民の健全な心身の発達のため、薬物の害及びエイズや性感染症についての知識を普及し、その予防に取り組みます。	子育て支援課 学校教育課
	65	健康にかかわる被害を未然に防止するとともに、生活環境の保全のために、ダイオキシン類発生の防止と啓発に努めます。	環境課
	66	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)(※3)の理念の浸透を図ります。	人権・市民相談課
		両親学級を通して、男女が互いの性を理解し、健康な妊娠生活の継続と男女共同参画の子育てを推進します。	健康増進センター
	67	青少年の健全育成を推進するため、埼玉県青少年健全育 成条例やいじめ防止対策推進法の周知を図ります。	子育て支援課
	68	性犯罪を未然に防ぐ取り組みとして、富士見市青少年育成市民会議や、富士見市青少年育成推進員とともに、110番三角旗の設置や地域のパトロールを行います。	子育て支援課

※1 ジェンダー

人間の生まれながらの生物学的性別(セックス)に対して、社会通念や習慣の中で、社会によって作り上げられた男性、女性の別(社会的性別)を指します。つまり、男と女という生物学的な違いから必然的に生じるのではなく、社会が求める「らしさ」の教育やしつけによって後天的に形成されるものです。時代や地域などによっても、形成のされ方は異なります。

※2 セクシュアル・マイノリティ

同性愛者や性別に違和感を覚える人などの総称です。「性的少数者」「ジェンダー・マイノリティ」「性的マイノリティ」などとも呼ばれ、「LGBT」も、セクシュアル・マイノリティに含まれます。LGBTとは、Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシュアル)、Transgender(トランスジェンダー)などの頭文字の略です。

※3 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを目指すことをリプロダクティブ・ヘルスといい、これを享受する権利をリプロダクティブ・ライツといいます。

- 1994年にカイロで開かれた国際人口開発会議において、
 - (1)女性自らが妊孕性(にんようせい;妊娠する能力)を調節できること
 - (2) すべての女性において安全な妊娠と出産が享受できること
 - (3) すべての新生児が健全な小児期を享受できること
 - (4)性感染症の恐れなしに性的関係が持てること

の4つを基本とした概念が提唱されました。この権利の獲得は、安心して産める社会・産みたい社会を作るためのものであり、当事者である女性自らが自己決定する権利を中心課題としています。



施策の方向(2) 男女の生涯にわたる健康づくり

年代に応じた健康な暮らしのために、生活習慣病等の予防に関する情報提供や学習機会の充実、健康診査受診率の向上、スポーツ・行事等を通じた生きがいづくり等、市民の健康保持と健康増進に向けて、保健・医療・福祉が一体となった健康づくりが必要です。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
①からだとここ	69	年代に応じた健康に関する相談窓口の充実を図ります。	健康増進センター
ろに関する相 談等の充実	70	専門カウンセラーによる女性相談を定期的に実施し、女性としての様々な悩み事に対応します。	人権•市民相談課
②妊娠・出産・育 児に関する健 康支援	71	妊産婦の健康づくりに対する取り組みを充実させます。	健康増進センター
	72	妊娠・出産に関する経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査の費用の一部を助成します。	健康増進センター
	73	妊娠・出産に関する精神的・経済的不安に対処できる相談・支援体制を充実させます。	健康増進センター
③生涯を通じた 健康づくりの 推進	74	緊急時において市民の健康が守られるよう、休日・夜間 診療所及び小児時間外救急診療所の整備等、地域医療体 制の充実を図ります。	健康増進センター
	75	一人ひとりがライフステージに応じて主体的・継続的に 健康維持ができるよう、生活習慣病等疾病の予防や介護 予防に関する学習機会を提供します。	健康増進センター
	76	がんの早期発見・早期治療のために、制度の普及と各種 検診及び予防接種等の充実と受診率の向上に取り組み ます。	健康増進センター
	77	男女の心身の健康・生きがいづくりの一環として、地域でのスポーツ行事や講座等の開催を推進します。	生涯学習課

指標	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)
乳がん・子宮がん検診受診率	乳がん 18.5% 子宮がん 17.9%	乳がん 25% 子宮がん 25%

<配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画>

【主要課題6】女性に対する暴力のないまちづくり

ドメスティック・バイオレンス(※1)は、相手を思い通りに動かしたり、相手の人格 や意見を尊重せずに、自分の考えや価値観を押しつけたりする「力と支配の関係」が根 底にある重大な人権侵害ですが、社会の理解がまだ不十分なために、家庭内の問題とし て見過ごされやすく、被害が潜在化することが多くなっており、その根絶に向けてたゆ まぬ努力が求められます。

また、セクシュアル・ハラスメント(※2)は、職場のほか、学校や地域団体等の生活の様々な場面で起こりうる問題です。

ドメスティック・バイオレンスをはじめ、ストーカー、デートDV(※3)等、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、被害の防止や被害者支援等を積極的に進めることが必要です。

施策の方向(1) 性の尊重と女性に対するあらゆる暴力の根絶

2001年(平成 13年) 10月に『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(通称DV防止法)』が施行されたことにより、配偶者間の暴力も犯罪となりうる行為であることが明記され、国と自治体が配偶者からの暴力防止や被害者の保護・自立を支援する責務を有することが定められました。

2013年(平成25年)、さらにその法律の一部が改正され、同棲などの生活の本拠を 共にしている交際相手や元交際相手もその対象となりました。本市においても、被害者 の相談・支援体制を一層充実させていくことが必要です。

女性へのあらゆる暴力の根絶のために、被害の防止や被害者支援等を積極的に進める とともに、関係者の意識を高め、女性に対する暴力を許さない社会風土をつくり上げる 必要があります。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
	78	女性へのあらゆる暴力(セクシュアル・ハラスメント (※2)、ストーカー、デート DV(※3)を含む) の根絶をめざし講演会・広報誌・ホームページ等を活 用し、啓発活動を進めます。	人権•市民相談課 生涯学習課 学校教育課
①女性に対する 暴力防止のた めの意識啓発 と環境整備	79	女性の被害が多いひったくりや痴漢等の犯罪防止対策として、東入間警察署等と連携し、リーフレットの配布・講習会等の開催を通し啓発に努めます。また市民協働による地域防犯パトロール等への支援等、犯罪を未然に防ぐための取組みを推進します。	安心安全課
	80	夜間における犯罪の発生を防止するため、地域の実情に応じた防犯灯の設置と適切な維持管理に努め、安心・安全なまちづくりを推進します。	道路治水課

		,	
	81	ドメスティック・バイオレンス(※1)に関する法制度や相談窓口等、被害者の保護及び自立支援に関する情報の周知を徹底します。	人権•市民相談課
②ドメスティッ ク・バイオレ ンス被害者へ の支援	82 (重点)	ドメスティック・バイオレンスの被害者の安全の確保と迅速な対応を徹底します。また、関係各課で構成されている「配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議」等により、庁内で連携を図り支援体制の強化を進めます。また、被害者の自立支援に加え、児童虐待・高齢者虐待に対する支援体制及び各課での連携を図ります。	精報 特報 特報 特報 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年
	83	女性相談・DV相談等、生活面及び精神面での相談体制の充実を図り、被害者の状況に応じた対処に努めます。	人権•市民相談課

指標	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)
女性に対する暴力防止に関する啓発	1 🗆	1回以上

※1 ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦や恋人などの親密な関係にある男女間で起こる、身体的・精神的・経済的・性的暴力の総称です。男女間の経済力や社会的地位等の社会構造による格差を反映して、被害者のほとんどは女性です。

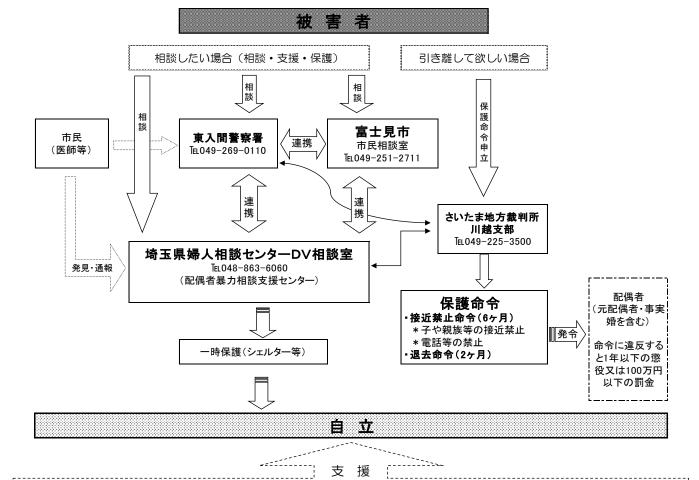
※2 セクシュアル・ハラスメント

「性的いやがらせ」の意味で、略して「セクハラ」と言われています。相手の心を傷つけたり、不快感を感じさせたり、さらには相手に不利益を与えたりするような性的な言動を指します。男性に対する性的いやがらせも同様です。セクハラは労働者の働く権利を侵害する行為です。また、雇用の現場以外でもキャンパス・セクハラなどもあります。

※3 デートDV

中高校生や大学生など若者の恋人間で起こる、ドメスティック・バイオレンスと同様の男女間の暴力です。

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関するフローチャート



富士見市担当課	
・被害者の自立支援のための情報提供 ・相談、専門機関の情報提供 ・一時保護等の安全確保に対する支援 ・関係機関との連絡調整	市民相談室
・住民基本台帳事務等における支援措置の実施・被害者の安全確保のための個人情報の保持	総務課 市民課 関係部署
・国民健康保険等の加入支援	保険年金課
・生活保護の対応等の自立支援	福祉課
・母子の安全確保のための支援 ・児童虐待等、子どもの安全確保に対す る支援と心のケア ・障害者支援 ・被害者の心のケア	障害福祉課
・子育て支援のための手当の支給・保育所、学童保育入所に関する支援	子育て支援課 保育課
高齢者虐待等、高齢者の安全確保に 対する支援	高齢者福祉課
・児童生徒の就学に関する支援	学校教育課
・乳幼児健診、予防接種等における相談	健康増進センター
・県営住宅一時使用制度における住宅 確保に関わる支援	建築指導課

埼玉県婦人相談センターDV相談室

(配偶者暴力相談支援センター)

- 相談又は相談機関の紹介
- ・緊急時における安全の確保
- •一時保護
- ・カウンセリング
- ・自立支援、保護命令等についての 情報提供、助言、関係機関との連 絡調整、その他の援助

学校·保育所等

- 保育、就学の 安全対策
- ·学習支援

東入間警察署

- ・暴力の抑止
- 被害者の保護
- ・被害発生防止のために必要な措 置や援助

児童相談所

子どもの安全

市民(医師等)

- ・発見した者による通報の努力義務
- 医師等は通報できる

民間支援団体 •相談、一時保護

裁判所

- 保護命令
- 離婚調停等

ハローワーク

•就業支援

【主要課題7】市民との協働による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた推進基盤の整備の 1 つとして、『富士見市男女共同参画推進条例』が制定されました。条例に盛り込まれているとおり、男女共同参画社会の実現は、市・市民・事業者・教育に携わる者のすべての力が発揮されなくてはなし得ません。特に、人々の意識変革や社会慣行の是正等は、個人や家庭、地域生活等に深く関わっていることから、市民との協働が極めて重要です。

総合的、効果的な推進を図るために、それぞれの立場からの積極的な取り組みが求められます。

施策の方向(1) 市民や様々な団体等との連携

地域における課題は、多様化・複雑化しており、身近な生活上の課題に対して、市民等の協力が必要不可欠となっています。男女がともに地域とのつながりの中で心豊かな生活が送れるよう、地域活動団体等への支援や情報提供などを行う必要があります。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
	84	女性の自主防災・防犯活動への参画を支援します。 男女それぞれの視点が防災・防犯活動等に盛り込まれるよう推進体制の整備に努めます。	安心安全課
	85	防災・防犯に関する審議会等に女性委員を配置し、 女性の比率の向上を図ります。	安心安全課
①地域での男女共	86 (新規)	男女や高齢者、障がい者、セクシュアル・マイノリティ等、あらゆる市民に十分配慮した避難所及び備蓄品等の充実に努めます。	安心安全課
同参画の推進	87	【再掲】女性の被害が多いひったくりや痴漢等の犯罪防止対策として、東入間警察署等と連携し、リーフレットの配布・講習会等の開催を通し啓発に努めます。また市民協働による地域防犯パトロール等への支援等、犯罪を未然に防ぐための取組みを推進します。	安心安全課
	88	より豊かなまちづくりを目指して、地域の環境に関する課題に対し、男女共同による参画を推進・支援します。	環境課
②NPO活動・ボラ ンティア活動の 推進	89	より豊かなまちづくりを目指して、NPO 等のネットワークづくりと市民の自治意識を向上させ、多様な地域活動への男女共同参画を推進します。	協働推進課

施策の方向(2) 推進基盤の整備

市民参加・協働による推進体制を確立すると共に、既存の公共施設を活用した活動拠点の整備など総合的な推進基盤の整備が求められます。

また、あらゆる行政施策が男女共同参画の視点にたって行われる必要があります。

基本的施策	No.	具体的な取り組み	担当課
①市民との推進体 制の整備	90	「富士見市男女共同参画プラン」を策定し、計画 を推進します。	人権•市民相談課
	91	男女共同参画宣言都市を目指し、広く男女共同参画の意識が浸透するよう、セミナーや研修等を開催し、その啓発に努めます。	人権•市民相談課
	92	市の施設を活用し、男女共同参画を推進する活動拠点を整備します。	人権•市民相談課
	93	【再掲】性犯罪を未然に防ぐ取り組みとして、富士見市青少年育成市民会議や、富士見市青少年育成推進員とともに、110番三角旗の設置や地域のパトロールを行います。	子育て支援課
②推進体制の充実	94	市職員の男女共同参画の意識を深めるため、富士 見市男女共同参画推進庁内連絡会議の充実を図り ます。	人権•市民相談課
	95	広い視野をもって地域の男女共同参画を推進する ため、公募市民や関係団体等で構成された富士見 市男女共同参画社会確立協議会の運営を充実させ ます。	人権•市民相談課
	96	毎年関係各課に進捗状況調査を実施し、富士見市 男女共同参画社会確立協議会及び富士見市男女共 同参画推進庁内連絡会議において進捗状況の検証 を行い、その内容を公表します。	人権•市民相談課
	97	国や県、近隣市町村等の関係機関からの情報収集 に努め、相互に協力し、連携を強化します。	人権•市民相談課
	98	【再掲】専門カウンセラーによる女性相談を定期 的に実施し、女性としての様々な悩み事に対応し ます。	人権•市民相談課

指標	現状 (平成 25 年度)	目標値 (平成 31 年度)
町会長における女性の割合	3.6% 2/55 (名)	5%

3 【重点施策】この計画で、特に重点的に取り組む8つの施策

計画を推進するにあたり、本市における男女共同参画の課題を解決するために、基本目標ごとに重点施策を定め、積極的に取り組んでいくものです。

※()のNo.は、具体的取り組みの番号を示しています。

基本目標 Ⅰ 男女共同参画社会を進める意識づくり

① 男女共同参画への関心を高めるための講演会やセミナー、研修機会等を提供します。 (No.2)…担当課 人権・市民相談課

性別による固定的な役割分担意識と、社会の制度や慣行への課題は根強く残っています。男女共同参画社会の実現のためには、講演会やセミナー等の機会を継続して設け、啓発を進めることが重要です。

② 男女共同参画に関する図書や資料等を整備し市民に情報を提供します。

(No.5) …担当課 人権·市民相談課、中央図書館(生涯学習課)

本市における男女共同参画推進への理解を進めるためには、男女共同参画に関する図書や資料を整備し、市民へ情報を広く発信することが重要です。

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の実現

③ 各種審議会等市政に係わる機関の男女比率が、一方の性が 60%を超えない範囲を 目標にします。更に、女性委員の割合 40%を目指し、各課に適宜呼びかけます。 また、その登用率の進捗を把握します。

(No.15) …担当課 協働推進課

性別にとらわれない多様な生き方を認め合える豊かなまちづくりのためには、市政に係わる 審議会等の機関において、男女のバランスのよい参画が必要です。様々な分野における女性の チャレンジを支援し、各種審議会等、市政に係わる機関の女性委員の割合の向上への取り組み が重要です。

基本目標Ⅲ 男女の自立を可能にする環境づくり

④ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への理解を深めるとともに、男女が家庭を共に担う意識を啓発し、特に男性及び事業主等への学習機会を充実させます。また、男性向け子育てリーフレットを母子手帳発行時に併せて配布します。 (No.25)…担当課 人権・市民相談課、産業振興課

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の浸透により、近年、性別に係わらず家事・ 育児・介護等を担う意識が高まりつつあります。これまで経験の少なかった男性の家庭への参 画を支援するため、市民・企業に向けた学習機会の提供が重要です。 ⑤ 女性の多様な働き方を支援するため、関係機関と協力して、職業能力開発及び女性 起業家への支援に関する情報を積極的に収集・提供します。

(No.30) …担当課 産業振興課

本市においても、様々な分野で活躍する女性が増えています。しかし、出産や子育て、介護等によって就業を中断する女性はまだ少なくありません。そのため、女性の再就職や起業に関する支援等を行っていくことが重要です。

⑥ 計画的に施設整備等を行い、保育所入所待機児 O を目指し、放課後児童クラブの 待機児童Oを継続します。

(No.42 • 44) …担当課 保育課

本市においても、30 歳代の女性を中心に多くの女性が結婚・出産・育児の期間は仕事をやめています。男女共同参画に関する市民意識調査によると、その中には、就業の継続や再就職を希望している女性も含まれていますが、就業できない理由の1つとして、安心して子どもを預けられる施設が不足していることが挙げられています。女性の社会参画促進と、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を進めるために、保育所入所待機児0を目指し、放課後児童クラブ待機児童0を継続する取り組みが重要です。

⑦ 高齢者・障がい者・子育て家庭など、ケアを必要とする家庭に向け、福祉等に関する相談体制を充実させ、家族が安心して働ける環境づくりに努めます。

(No.59) …担当課 保育課、福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課

本市における男女共同参画を推進していくためには、就労・子育て・介護の問題がそれぞれ 関係し合っており、各分野と関連性を持って施策を実施していくことが重要です。

そのために、男女がともに参加できる子育て・介護環境の整備を総合的に進め、男女の自立を可能にする環境づくりを進めます。

⑧ ドメスティック・バイオレンスの被害者の安全の確保と迅速な対応を徹底します。また、関係各課で構成されている「配偶者暴力被害者支援庁内連絡会議」等により、庁内で連携を図り支援体制の強化を進めます。また、被害者の自立支援に加え、児童虐待・高齢者虐待に対する支援体制及び各課での連携を図ります。(No.8 2)…担当課 総務課、情報システム課、市民課、保険年金課、税務課、収税課、人権・市民相談課、子育て支援課、保育課、福祉課、障がい福祉課、高齢者福祉課、健康増進センター、建築指導課、水道課、学校教育課

「ドメスティック・バイオレンス」という言葉の認知度は高くなっていますが、家庭等において発生しているため、被害が潜在化しやすい傾向があるため、引き続き、市の広報やパンフレット等において、相談窓口の周知等、支援に関する情報提供に努めるとともに、職員の意識向上を図ることが重要です。